

方法意見書

株式会社テルム中間処理施設設置事業環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する横浜市環境影響評価条例第12条第1項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

第1 対象事業

1 事業者の氏名及び住所

氏 名：株式会社テルム

代表者：代表取締役 本間 正俊

住 所：神奈川県横浜市鶴見区寛政町20番1号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：株式会社テルム中間処理施設設置事業

種 類：廃棄物処理施設の建設（産業廃棄物中間処理施設の新設）

3 事業実施区域

横浜市鶴見区寛政町143番

第2 審査意見

1 全般的事項

株式会社テルム中間処理施設設置事業（以下「本事業」という。）は、株式会社テルムが横浜市鶴見区寛政町143番に産業廃棄物処理施設を設置するもので、横浜市環境影響評価条例に規定する対象事業である。

本件事業者は、特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、平成13年度から、同法の対象となる4品目のうち、「ユニット型エアコンディショナー」「テレビジョン受信機」「電気洗濯機」の3品目についてリサイクル事業を行ってきた。本事業においては、

リサイクル事業の対象品目として「電気冷蔵庫」を追加すること、及び、これまで行ってきた「電気洗濯機」の廃プラスチックのリサイクル率を向上させること、の2点を目的として新たに破碎施設を設置する。

本事業の計画地は、工業地域に位置しているが、周辺には、中学校、高等学校、住居及び地区公園がある。このような地域特性から、環境影響評価項目の選定、調査及び予測の手法の選択を適切に行い、環境影響評価を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 環境影響評価項目

ア 供用時

(ア) 大気汚染

破碎及び圧延工程で発生する粉じんの飛散防止対策について準備書に記載すること。

(イ) 廃棄物・発生土

「非鉄」及び「ダスト」の内訳と発生量について準備書に記載すること。

(ウ) 安全（火災・爆発）

a 可燃物の保管量について準備書に記載すること。

b 蛍光管が事故等によって破損した場合における作業環境の安全対策について準備書に記載すること。

(I) その他

フロン類以外の冷媒等を使用した冷蔵庫への対応について準備書に記載すること。